

隅田川沿川地区（蔵前橋～駒形橋エリア）まちづくり推進業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

「墨田区基本計画」においては、隅田川沿川エリアでは、隅田川の歴史・文化やみどりを育み、人々が集い交流する場づくりや、沿川の市街地と水辺の連続性、一体性の感じられる市街地環境づくりを進めると共に、両国地区と吾妻橋地区を結ぶ隅田川沿川まちづくりにおいて、賑わいの連続性の創出や親水性の向上を図るとしている。

本業務は、令和6年3月に都市計画決定した「本所一丁目特定街区計画」に基づき、開発事業者が域外の貢献として行う隅田川緑道公園の整備について、現状の位置づけや課題等を分析し、地域住民の意見を反映した整備内容の方向性を整理する。また、開発予定地に整備される公開空地の利活用に向けて、条例や要綱等の事例調査を行うと共に、開発事業者及び関係協議先との調整を図ったルールの下地を作成するにあたり、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力が必要である。

については、本業務の受託者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を下記のとおり定める。

2 業務概要

- (1) 件名 隅田川沿川（蔵前橋～駒形橋エリア）まちづくり推進業務委託
- (2) 概要 別紙「仕様書（案）」のとおり

3 提案限度価格

4, 950, 000円（税込）

4 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 法人格を有する団体であり、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

5 スケジュール（予定）

	項目	日程（提出期限）
1	公募開始・実施要領の公表	令和7年6月30日（月）
2	質問受付期限	令和7年7月14日（月）午後5時
3	質問の回答予定	令和7年7月18日（金）【予定】
4	企画提案書等の提出期限	令和7年7月22日（火）午後5時
5	書類・プレゼンテーション審査の実施	令和7年7月31日（木）

6	書類・プレゼンテーション審査結果の通知	令和7年8月 7日 (木)【予定】
7	契約締結	令和7年8月下旬

6 実施要領及び必要書類の掲載

(1) 配布日

令和7年6月30日(月)から令和7年7月22日(火)まで

(2) 配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <http://www.city.sumida.lg.jp/>

7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年7月14日(月)午後5時【必着】

※受付期間を過ぎた質問並びに電話、FAX及び訪問による質問は受け付けない。

(2) 受付方法 質問票(様式3)により電子メールで提出すること。

メールアドレス: TOSHIKEIKAKU@city.sumida.lg.jp

(3) 回答方法 令和7年7月18日(金)に、質問者名を伏せた上で、区ホームページ上で回答する。

※競争上の地位、その他の正当な利益を害する恐れのある質問に対しては回答しない。

8 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年7月22日(火)午後5時【必着】

(2) 提出先 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市計画部都市計画課(墨田区役所9階)

電話: 03-5608-6266

(3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)によること。

※持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

※郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

(4) 提出書類 ア 参加表明書(様式1)

イ 法人概要票(様式2) ※会社概要の添付可

ウ 業務実績書(任意様式A4版3枚以内 他自治体及び当区での業務実績等)

エ 企画提案書(任意様式A4版) ※「10 企画提案書の記載項目」を参照

オ 見積書及び見積内訳書(任意様式A4版)

(5) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

※副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること。

※企画提案書は、PDF データでも会社名等を明記したものと伏せたものをそれぞれ提出

9 企画提案書の記載項目

企画提案書は、専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容とし、「12 審査項目及び審査基準」を参考に次の事項について、記載すること。

ア 仕様書「3 委託内容」(1)、(2)の進め方の想定について

イ 仕様書「3 委託内容」(1)イ、(2)の検討についての具体的な提案

ウ 業務に要する経費及びその内訳

エ 実施体制（人員配置、役割分担）及びスケジュール

1 0 選定方法

本区職員による書類審査及びプレゼンテーション審査（以下「プレゼン審査」という。）により選定する。

(1) 書類審査

応募資格等について書類による審査を行う。

(2) プレゼン審査

企画提案書に関するプレゼンテーション（15分以内）及び本区職員によるヒアリング（10分程度）により行う。実施時間、場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

1 1 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
企画提案に関する審査	<ul style="list-style-type: none">・ 隅田川沿川エリアのまちづくりを十分に理解しているか。・ 業務の進め方に具体性と実現性があるか。・ 提案が専門的知識や技能に基づいているか。・ 仕様書「3 委託内容」イの公開空地の利活用について、他自治体に対する知見を備えているか。・ 類似業務の実績等を踏まえた内容が盛り込まれているか。・ 将来の発展を見据えた内容となっているか。・ 企画提案書は図等を使用し、一般的に見ても分かりやすく、見やすいものとなっているか。
見積書に関する審査	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか。・ 十分な費用対効果が得られるか。
事業者に関する審査	<ul style="list-style-type: none">・ 会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか。・ 業務を円滑に履行することができる人員を配置しているか。・ 本事業を効果的に遂行し得る業務実績を有しているか。

1 2 事業者の選定

審査結果については、別途通知する。

1 3 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

1 4 その他

(1) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。

- (2) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (3) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。
- (4) 本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (7) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき
 - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき
- (8) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

15 問合せ・提出先

墨田区都市計画部都市計画課景観・まちづくり担当

担当 古川、島田、永田

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所9階）

電話：03-5608-6266

メールアドレス：TOSHIKEIKAKU@city.sumida.lg.jp